

神戸市 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料表

区分	床面積		手数料			
	定義	区分	①一戸建て	②共同住宅等(※1)	③非住宅	
					標準入力法	モデル建物法
当初申請 (変更申請、軽微変更該当証明は変更に係る部分の床面積)	認定申請建築物の新築等に係る床面積の合計(※2) 適合書なし(※3)	200㎡未満	¥39,000			
		200㎡以上	¥44,000			
		300㎡未満		¥76,000	¥240,000	¥95,000
		～1,000㎡未満		¥128,000	¥302,000	¥122,000
		～2,000㎡未満			¥390,000	¥160,000
		～5,000㎡未満		¥225,000	¥565,000	¥266,000
		～10,000㎡未満		¥312,000	¥691,000	¥341,000
		～25,000㎡未満		¥606,000	¥825,000	¥417,000
		～50,000㎡未満		¥1,047,000	¥937,000	¥484,000
		50,000㎡以上		¥1,925,000	¥1,189,000	¥646,000
	認定申請建築物の新築等に係る床面積の合計(※2) 適合書あり(※3)	200㎡未満	¥6,900			
		200㎡以上	¥7,400			
		300㎡未満		¥12,000		¥12,000
		～1,000㎡未満		¥28,000		¥22,000
		～2,000㎡未満		¥28,000		¥35,000
		～5,000㎡未満		¥66,000		¥103,000
		～10,000㎡未満		¥103,000		¥151,000
		～25,000㎡未満		¥165,000		¥198,000
		～50,000㎡未満		¥234,000		¥239,000
		50,000㎡以上		¥368,000		¥352,000

※1 共同住宅、長屋、その他の一戸建て住宅以外の住宅

※2 共同住宅等の場合は、共同住宅部分（住宅の共用部を含む）の床面積の合計に応じた手数料とする。

※3 適合書とは、第三者機関の基準適合審査を受けた技術的審査適合証または設計住宅性能評価書（断熱等性能等級5以上及び1次エネルギー消費量等級6に適合しているものに限る。）

※4 複合建築物の手数は下表のとおり

認定の対象範囲による手数料		
建築物全体	住宅部分のみ	非住宅部分のみ
①or②+③	①or②	③

※5 法第54条第2項の規定による建築確認の申出をする場合は、上記手数料に次の表の④手数料を加算する

区分	床面積		④手数料
	定義	区分	
建築確認 申請の申 出	建築確認	30㎡以内	¥19,000
		新築等に係る部分の床面積	~100㎡以内
	変更の場合、変更に係る部分の床面積の1/2（床面積の増加する変更にあつては、当該増加する部分の床面積）	~200㎡以内	¥47,000
		~500㎡以内	¥60,000
		~1,000㎡以内	¥90,000
		~2,000㎡以内	¥120,000
		~10,000㎡以内	¥280,000
		~50,000㎡以内	¥440,000
大規模修繕・模様替の場合、修繕または模様替えに係る部分の床面積の1/2	50,000㎡超	¥800,000	